

養父市善意銀行社会福祉援護資金貸付規程

平成 16 年 6 月 18 日制定規程第 2 号

平成 20 年 2 月 20 日制定規程第 1 号

平成 23 年 11 月 24 日制定規程第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、養父市善意銀行社会福祉援護資金（以下「資金」という。）の貸付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付の対象)

第 2 条 この資金の貸付を受けるには、次の各号の条件を満たしている者でなければならない。

- (1) 養父市に居住する者
- (2) 低所得世帯
- (3) 資金の融資が他から受けることのできない者
- (4) 自立更正意欲があると認められる者

(貸付限度額)

第 3 条 この資金の貸付限度額は、10 万円とする。

(償還期限)

第 4 条 この資金の償還期限は、貸付のあった日から 12 ヶ月以内とする。

(利子)

第 5 条 この資金の貸付利子は、無利子とする。

(延滞利子)

第 6 条 養父市善意銀行理事長（以下「理事長」という。）は、借受人が貸付金を定められた償還期限までに支払わなかったときは、延滞元金につき年 10.75 パーセントの率をもって、当該償還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。

ただし、当該償還期限までに支払わないことについて、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(償還の免除)

第 7 条 借受人の死亡その他やむを得ない事由が生じ、貸付金の返還が困難な場合は、貸付金の一部又は全額を延期又は減免することができる。

(連帯保証人)

第 8 条 資金の貸付を受けようとする者（以下「借入申込者」という）は、連帯保証人を 1 人立てなければならない。

2 連帯保証人は、養父市内に居住する者で、その世帯の生活の安定に熱意を有する者とする。ただし、市内に適任者がいない場合は、理事長の承認を得て市外の者を保証人にすることができる。

3 借受人又は借入申込者は、他の借受人又は借入申込者の連帯保証人となることはできな

い。

(申込手続)

第9条 借入申込者は、善意銀行社会福祉援護資金借入申込書(様式第1号)に所定の事項を記載して担当民生委員・児童委員を通じて理事長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第10条 前条の申込があったとき、理事長は善意銀行理事会(以下「理事会」という。)によって貸付の可否を決定し、善意銀行社会福祉援護資金貸付決定通知書(様式第2号)により借入申込者に通知する。ただし、緊急かつ必要と認めた場合は、理事長はこれを決定し、貸付後理事会に報告する。

2 貸付決定通知書の交付を受けた者は、連帯保証人と連署した善意銀行社会福祉援護資金借用証(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

3 貸付不承認のときは、善意銀行社会福祉援護資金貸付不承認通知書(様式第4号)により借入申込者に通知する。ただし、不承認の理由は、借入申込者に開示しないものとする。

(貸付の取消)

第11条 次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこれを返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段によって資金の貸付を受けたとき

(2) その他資金の貸付目的に違反したとき

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の運営に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則(平成16年6月18日制定規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年2月20日制定規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年11月24日制定規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

(様式第1号)

善意銀行社会福祉援護資金借入申込書

養父市善意銀行理事長 様				申込日	平成	年	月	日
借入 申込者	ふりがな			生年月日	昭和・平成	年	月	日
	氏名	㊦		電話番号	—	—		
				携帯電話	—	—		
	住所	〒 (現住所での居住期間 . 年)						
	勤務先				電話番号	—	—	
所在地								
借入申込金額	円			借入期間	平成	年	月	日～
他からの借入(負債)	総額	円		1.住宅ローン	円	3.公的資金	円	
				2.金融関係	円	4.その他	円	
家族 状況	氏名	続柄	年齢	職業又は学校名	年金及び月収			
借入理由								

連帯 保証人	氏名	㊦	生年月日	昭和・平成	年	月	日
	住所			電話番号	—	—	
	勤務先			所在地	電話	—	—
	借入申込者との関係			収入状況	月額	円	

担当民生委員・児童委員の意見									
平成				年	月	日	担当民生委員・児童委員名		㊦

(様式第2号)

養社協 第 号
平成 年 月 日

様

養父市善意銀行理事長

善意銀行社会福祉援護資金貸付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった善意銀行社会福祉援護資金貸付について
次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 貸付金額 円
- 2 貸付期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(様式第3号)

善意銀行社会福祉援護資金借用証

借用金額	金			円
利 子	無利子			
償還期間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
償還計画	一時払	分割払	初回	円
				円× 回

上記のとおり借用いたしました。

ついては、養父市善意銀行社会福祉援護資金貸付規程を固く守り、貴会の指示に従って相違なく償還することを誓います。

平成 年 月 日

借 受 人 住 所

電話番号

氏 名 ㊟

上記について、借受人と連帯して返還することを誓います。

平成 年 月 日

連帯保証人 住 所

電話番号

氏 名 ㊟

養父市善意銀行理事長 様

(様式第4号)

養社協 第 号
平成 年 月 日

様

養父市善意銀行理事長

善意銀行社会福祉援護資金貸付不承認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった善意銀行社会福祉援護資金貸付について、
審査の結果、不承認となりましたのでお知らせいたします。